

国際技術協力に係る海外派遣者選定委員会設置要綱

管 理 者 決 裁
平成26年5月 7日

(設置)

第1条 企業局における水事業の国際技術協力を適切かつ効果的に推進するに当たり、海外派遣者の選定を行うため、国際技術協力に係る海外派遣者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は国際技術協力に係る海外派遣者を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は管理部長の職にある者とする。
- 3 副委員長は水道部長の職にある者とする。
- 4 委員は総務課長、水道企画課長、水道管理課長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求めることができる。

(選定結果の報告)

第5条 委員長は選定結果を公営企業管理者に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月 7日から施行する。